

# 千葉商科大学受託・共同研究取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、教育研究活動の活性化と社会への貢献に資するために、千葉商科大学（以下「本学」という。）において行われる政府機関、地方公共団体、民間企業及びこれらに準じる機関等（以下「学外機関」という。）との受託・共同研究（以下「受託研究費等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める。

### 1 受託研究等

#### (1) 受託研究

本学が学外機関より委託を受けて実施する研究であって、その研究経費を学外機関が負担するもの。

#### (2) 共同研究

本学の研究者と学外機関の研究者が共通の研究課題につき、役割を分担した上で実施する研究とする。

### 2 研究者等

#### (1) 本学専任教員

#### (2) 本学に所属する研究員等

#### (3) 千葉商科大学学長（以下「学長」という。）が認めた者

### 3 研究代表者

受託研究等の実施に責任を持つ研究者であり、原則、本学専任教員が担当する。ただし、学長の承認があったときは、専任教員以外の本学に所属する研究者を研究代表者とすることができる。

### 4 部局

本学が設置する基盤教育機構、学部、大学院研究科、研究所及び事務局をいう。

### 5 研究費

受託研究等に要する研究費は、原則、学外機関が負担する。

#### (1) 直接経費

設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、研究補助員の人件費等、当該研究の実施に直接必要となる経費。

#### (2) 間接経費

国等の競争的研究資金において、本学に対し間接経費として措置されるもの。

#### (3) 一般管理費

当該研究の実施にあたり発生する管理部門に係る経費（前号の間接経費に該当するものを除く）。

#### (4) 研究者報酬

研究完了後に本学の研究者に対して支払われる報酬。ただし、当該受託研究等の実施のために学校法人千葉学園（以下「学園」という。）に雇用される研究者及び職員の人件費は直接経費に含めるものとする。

## (実施基準)

第3条 受託研究等の実施は、その内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるものであり、かつ本学の他の教育研究活動に支障が無い場合に限る。

2 受託研究等を開始した後であっても、前項の定めに適合しない事態が生じた場合は、学長は研究の中止を命じることができる。

(申込み)

第4条 本学において受託研究等を実施する場合、学外機関の長またはこれに準じる者は、学長宛に本学所定の申込書を提出するものとする。

2 当該受託研究等が国の競争的研究資金の採択による場合は、採択通知その他これに相当する文書によって替えることができる。

(実施決定)

第5条 受託研究等の受入れは、研究担当者の所属する部局の長及び大学事務局長の同意を経て、学長がこれを承認するものとする。

(契約)

第6条 受託研究等の実施が決定したとき、学長はすみやかに学外機関と契約を締結するものとする。

2 前項の契約には、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 受託研究等の題目及び目的に関する事項
- (2) 受託研究等の実施内容に関する事項
- (3) 受託研究等の期間に関する事項
- (4) 受託研究等の研究経費に関する事項
- (5) 受託研究等の成果（帰属・公表等）に関する事項
- (6) 受託研究等の中止・中断に関する事項
- (7) 秘密保持に関する事項
- (8) その他必要な事項

3 契約期間は、資金配分機関による定めがある場合を除き、原則単年度の契約とし、当初の契約期間を超えて実施を希望する際は、新たに契約を締結する。

(研究費の管理)

第7条 研究費を学外機関が負担する場合において、本学は前条による契約が締結された後、請求書を発行し、研究費の納付を受けるものとする。

2 納入された研究費は、原則として返還しない。ただし、本学がやむを得ない理由と判断した場合は、研究費の全部又は一部を返還することができる。

3 研究費については、学園の経理規程及びその他関連規程等に準拠して執行管理するものとする。

(間接経費)

第8条 間接経費の額は、研究経費を配分する国等の機関の規定によるものとする。

(一般管理費)

第9条 一般管理費は、原則、直接経費に研究者報酬を合わせた額の10%とする。

2 一般管理費の割合については、以下の場合は、相手先機関との合意をもって、前項の割合を超える額を徴収することができる。

- (1) 学園の施設・設備を使用して研究を実施することで発生する光熱水費等、学園施設の維持管理に要する費用が高額かつ他の利用者分と区別することが困難と想定される場合
- (2) その他管理事務に要する費用が著しく高額となることが想定される場合

(研究者報酬)

第 10 条 本学は学外機関に対し、本学の研究者等が受託研究等を実施する対価（報酬）を、直接経費と別に請求することができる。ただし、資金配分機関の定めにより、研究者本人に対する報酬の支払が禁止されている場合は、これを行わない。

2 研究者報酬の算定については、次の表に掲げる額を基準とする。

区分	1 時間当たりの単価
教授	5,000 円
准教授・専任講師	4,000 円
助教・研究員	3,000 円

3 前項の基準を超えて実施する場合は、本学と学外機関で協議を行い、大学事務局長及び学長の承認を得なければならない。

4 研究者報酬は、受託研究等の契約期間の終了後、または受託研究等を中止した際に、第 11 条第 1 項に定める報告書の提出をもって、学園から研究者に支払われる。

(報告)

第 11 条 研究代表者は、受託研究等の契約期間が終了または受託研究等を中止したとき、所属する部局の長を経て学長に報告書を提出するものとする。

2 研究代表者は、受託研究等の実施期間中、学長、副学長又は所属する部局の長の求めがある場合には、すみやかに当該受託研究等の現況について報告するものとする。

3 前 2 項において報告を受けた者及び関係する事務職員は、職務上知り得た内容について、守秘義務を負う。

(研究成果の公表)

第 12 条 受託研究等の研究成果は公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等については、学外機関と協議の上、決定するものとする。

(設備等の帰属)

第 13 条 直接経費により購入した設備等は、別段の定めがある場合を除き、学園に帰属する。

2 学園は、研究者が本学以外の研究機関に異動し、当該研究を継続する場合は、直接経費で購入した設備等を異動先となる研究機関へ譲渡（移管）することができる。

3 研究者は、譲渡を希望する場合、異動日の 2 か月前までに譲渡願を理事長宛に提出するものとする。

4 前 2 項による譲渡にあたり、対象となる設備等が学園で共同利用されている等、譲渡を行うことで本学の教育研究活動に支障がある場合、学園と研究者は協議によって取扱いを決定するものとする。

(施設・設備等の利用)

第 14 条 学園は、その所有する施設・設備等を本来の教育研究活動に支障のない範囲で、受託研究等の実施のために提供する。

2 学外機関は、受託研究等の実施に必要な場合、学園の許可をもって、その所有する設備・備品等は無償で学園に設置し、共同で使用することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究活動促進委員会、全学部長会の議を経て学長が行う。

付 則

- 1 この規程は、2023年5月17日から施行する。
- 2 学外資金に関する取扱規程及び学外資金に関する取扱内規は、この規程の施行と同時に廃止する。